新発田市職員の障がい者任免状況

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第４条の１６の規定により、新発田市職員の障がい者任免状況を公表します。

【令和５年６月１日現在】

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者計	実雇用率	法定雇用率	法定雇用率の達成に必要な障害者の数
新発田市（認定地方機関）	**1,169.5 人**	**33.5 人**	**2.86%**	**2.6%**	**0 人**
新発田市（市長部局）	943.5 人	28 人	2.97%	2.6%	0 人
新発田市教育委員会	291 人	5.5 人	1.89%	2.6%	1.5 人

＜参考＞令和４年６月１日現在

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者計	実雇用率	法定雇用率	法定雇用率の達成に必要な障害者の数
新発田市（認定地方機関）	**1,181.0 人**	**31 人**	**2.62%**	**2.6%**	**0 人**
新発田市（市長部局）	923.5 人	26.5 人	2.87%	2.6%	0 人
新発田市教育委員会	323.5 人	4.5 人	1.39%	2.6%	3.5 人

新発田市の組織としては市長部局と教育委員会がありますが、人事異動や採用は一体的に行っているため、１つの組織（認定地方機関）としての認定を受けています。